

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

香港の独資企業の設立サービス

1. 設立の流れ

クライアント様が啓源に独資企業の設立を依頼する場合、以下の流れに従って行う必要があります。

- 1.1 啓源に独資企業の設立を依頼し、サービス費用を支払います。
- 1.2 電子メール・ファクスにて以下の情報を提供します。
 - (1) 設立しようとする独資企業の商号
 - (2) 株主(独資企業の所有者)の氏名、住所及び香港 ID 番号
 - (3) 設立しようとする独資企業の事務所の住所
 - (4) 設立しようとする独資企業の事業活動の性質
 - (5) 設立しようとする独資企業の開業日
- 1.3 1.2 の情報に基づき、設立申請書に記入し、且つ設立申請書の原本をクライアント様に郵送します。
- 1.4 クライアント様は設立申請書の原本に署名してから、独資企業の株主の香港の身分証明書のコピーとともに啓源に郵送します。
- 1.5 啓源は設立申請書を香港会社登記所に提出し、商業登記料を支払います。
- 1.6 啓源は商業登記証の受領を支援し、商業登記証をクライアント様に転送します。

2. 設立の費用

2.1 基本的な設立サービス(クライアント様が自ら登録住所を提供する場合)

クライアント様が啓源の登録住所サービスが不要である場合、当事務所の独資企業の設立サービスの費用は 245 米ドルです。費用には初年度の商業登記料が含まれております。具体的には以下の通りです。

- (1) 設立サービスの費用が 182 米ドルです。
- (2) 初年度の商業登記料は 33 米ドルです。
- (3) 会社印鑑の作成サービスは 30 米ドルです。

2.2 設立及び登録住所サービス

当事務所は独資企業を設立し、且つ登録住所を提供するサービスの費用が 580 米ドルです。費用には初年度の商業登記料が含まれております。具体的には以下の通りです。

- (1) 設立サービスの費用が 182 米ドルです。
- (2) 初年度の商業登記料は 33 米ドルです。
- (3) 初年度の登録住所サービスは 335 米ドルです。
- (4) 会社印鑑の作成サービスは 30 米ドルです。

参考資料:

1. 「香港税務申告サービス」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/21.html>

2. 「香港会社設立パッケージ#HKLC05」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/29.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

